

2022年度 第1回 理化学研究所・和光事業所・倫理審査第一委員会 議事録

日時：2022年6月16日（木）13時00分～14時45分

開催方法：オンライン会議

出席委員：木村 彰方（委員長）、黒田 公美、柴田 和久、玉腰 晓子、藤本 明洋、馬塚 れい子、山中 宏二、山本 陽一朗、小池 良輔、菅野 義彦、佐藤 太一、吉識 肇（順不同）

欠席委員：武藤 香織

事務局：牛澤、三代（安全管理部生物安全課）、原沢（安全管理部）

議事内容：

1. 研究計画審査（審議事項）

① 変更申請

受付番号	【W2022-021】
研究課題名	ヒトの知覚および認知における学習機能の研究
変更内容	<ul style="list-style-type: none">・研究方法の追加および関連項目の追記・TMS 実験被験者の対象年齢変更・上記追加および変更に伴う実験説明書および同意書の改訂
研究責任者	CBS・人間認知・学習研究チーム・チームリーダー・柴田和久
説明者	同上、客員研究員・前田千秋

② 変更申請

受付番号	【W2022-022】
研究課題名	ヒトの感覚運動学習機能に関する研究
変更内容	<ul style="list-style-type: none">・TMS 実験被験者の対象年齢変更・上記変更に伴う実験説明書および同意書の改訂
研究責任者	CBS・人間認知・学習研究チーム・チームリーダー・柴田 和久
説明者	同上、客員研究員・前田千秋

説明者より資料に基づき説明があり、その後、質疑応答・審査を行った。

A 委員：感情を動かすような刺激を提示するというようなことは、事前には説明しないのか。
説明者：こういう画像を見たらそこそこ感情が動く。感情の実験ですと言わっていても、特にそれを先にディスクローズすることに対するマイナス点はない。

B 委員：個人個人でその刺激の閾値を決めるということになっているが、相当個体差が出ると思うが、個体差を何か補正をするようなことは考えているか。

説明者：今の所、私がやってきた範囲では、個人差はあるが、例えば100 デシベルを最大にしてるところで 10 デシベルできついというような方は、あまりいらっしゃらないのと、実験に参加できない方には、精神疾患の既往歴も記載がある。わりと健康と自覚している方がいらっしゃるという状況である。

B 委員：TMS は、痙攣を起こした報告があると話されたけども、それはその方の元々の疾患か何かがあるのがわかっているのか。

説明者：例えばてんかんの既往歴がなくても、0.1%以下での微妙な刺激で起こることはあららしいので、てんかんの方は最初から除いている。

（説明者退出）

審査結果：承認（2課題とも）

③ 新規申請

受付番号	【W2022-015】
研究課題名	アイトラッキング技術を用いた立体構造認識の解明
研究概要	アイトラッキングを用いた健常者の視線、反応時間を解析し、立体構造認識を解明する。
研究責任者	RAP・画像情報処理研究チーム・チームリーダー・横田秀夫
説明者	同上、大学院生リサーチ・アソシエイト・植松高史

説明者より資料に基づき説明があり、その後、質疑応答・審査を行った。

A委員：研究対象者の募集で強制力が働くか？どのように注意するのか。

説明者：強制力の働くか？の形で、あくまで有志でやらせていただく。強制力は働くか？と考えているが、良い方法があれば（教えていただきたい）。

A委員：私の所属機関では、強制力が働くか？ないように注意するといった一言を入れるなどしている。勤務終了後であれば問題ないらしい。

説明者：勤務内としては扱わないような形で執り行いたい。

B委員：対象は理研の職員と書いてあるが、出入りしている学生さんなどは対象にしないということか？

説明者：現時点で理研と雇用関係がある者をターゲットにしているので、学生さんであってもパートタイマーとして来ている方は対象になるかと思う。我々のチームの方の雇用関係がある者は先ほどご指摘あったような強制の関係が出てくるので、そういった者は対象外と考えている。

B委員：この研究はパイロットスタディか。

説明者：そうである。今後、進展が見込めれば、変更申請する。

（説明者退出）

審査結果：承認

④ 新規申請

受付番号	【W2022-025】
研究課題名	人と共存できる主体性を持った自律ロボットのメカニズムの研究
研究概要	日常的な支援を行うロボットを実現するために、ロボットが備えるべき認識機能や振る舞い方に関する仮説を立て、実際に研究対象者がその仮説通りに動作するロボットと相互作用を行うことにより、目的の支援ができるかどうかに加えて、ロボットの振る舞いについての印象を評価したり、研究対象者の作業が支援されることによりどのように変わるかを評価したりすることにより、仮説を検証する。
研究責任者	R-IH・インタラクティブロボット研究チーム・チームリーダー・港 隆史
説明者	同上

説明者より資料に基づき説明があり、その後、質疑応答・審査を行った。

A 委員：実験室の大きさはどのくらいか。
説明者：7m×7mくらいのリビングを模したような部屋を作っている。

A 委員：その中にロボットと被験者がそれぞれ入って、実験者は入らないか。
説明者：実はカーテンで隠した部屋を用意して、そこに実験者が入る。

A 委員：何か誤作動等を起こした時に、直ちに止めるためには、やっぱり同じところに人がいる必要がある、と。

B 委員：研究対象者を60歳までにしているが、これから超高齢化社会を想定して、60歳大丈夫なのか。もう一点、同意書の「男性、女性、どちらでもない」という表記について、「どちらでもない」という表現は一般的にはよく使うのか。トランスジェンダーの人などどういうふうに考えるのかなど。

説明者：一点目に関しては、健常者を想定しているので、60歳ぐらいまでなら集めやすいと考えている。もう一件の方は、トランスジェンダーを想定して、答えやすいように配慮したつもりだが、よりよい書き方があれば修正する。

A 委員：確かに「どちらでもない」は、ちょっと違和感がある。「答えたくない」は、質問紙でよくある。

説明者：これは「答えたくない」に修正する。

C 委員：60歳までということだが、20歳ぐらいの大学生から60歳までだと、かなり範囲が広くなるので、たとえば30人で安定したデータが取れるかどうか心配である。もう少し絞ることは考えないか。

説明者：実験条件で若者だけに絞ってやる実験と、40歳以上に絞ってやる実験とで、実際は絞ると思う。複数の条件で全部カバーできるように幅広い年齢を書いていますが、条件によって恐らく変える。実際にその回数を増やす時には、また変更申請を出す。

(説明者退出)

審査結果：承認

コメント：同意書の性別は「男・女・答えたくない」とすること。

⑤ 新規申請

受付番号	：	【W2022-026】
研究課題名	：	子供の学習時における対話ロボットとのインタラクションの影響の調査
研究概要	：	対話等の相互作用を通して人の作業（特に子供の勉強）を支援するロボットを実現するために、ロボットが備えるべき認識機能や振る舞い方に関する仮説を立て（例えば、人が勉強している際にどのような声かけをすればよいか、ロボットがどのような格好をすればよいか、人が話しかけてきた際にどのように返事すべきか、どのように人を見るべきかなど）、実際に研究対象者にその仮説通りに動作するロボットと対話してもらうことで、その印象や研究対象者が行う作業の変化を評価したりすることにより、仮説を検証する。
研究責任者	：	R-IH・インターラクティブロボット研究チーム・チームリーダー・港 隆史

説明者	:	同上
-----	---	----

説明者より資料に基づき説明があり、その後、質疑応答・審査を行った。

A 委員：(提示する) 問題はその年齢に応じて、それぞれに違った問題を解かせるということか。

説明者：そうである。小学校5年生を集めて、問題は4年生レベルにすることを検討している。

A 委員：このロボットは、見た目が影響するということはないか。

説明者：それはヒューマンロボットインターラクトな研究分野では基本的に問題で、ロボットの見た目がかなり影響する。その結果の一般性としては、やはりこういった小型の可愛いロボットなら、こういう風なフォームがあるよという風な、こういうロボットであればという前提になると思うので、この研究を進めていくて、別の見かけのロボットと比較して、一般的なロボット、どういう事かというのは、またその次の段階に必要かなと考えている。

A 委員：これも実験室まで来ていただいて、そこで、実験を行うのか。

説明者：はい。

A 委員：保護者が希望する場合は同室するということはあり得るか？

説明者：できれば子供一人だが、どうしても保護者が心配だとなれば、保護者もそこにいてもらう。

B 委員：18歳の被験者も若干名含むとのことだが、その18歳の被験者の代諾の扱いは18歳未満の被験者と、同様か。

説明者：18歳は（代諾が）必要がないと法律が変わったので、18歳の場合は基本的には代諾は必要ないと思っている。

B 委員：特に何か計画に問題を生じさせるというわけではないが、若干名の18歳については代諾は受けないと書いていただけるとわかりやすい。

(説明者退出)

審査結果：承認

コメント：

1. 18歳高校生は本人同意のみとする旨を計画書に記載すること。
2. 同意書の性別は「男・女・答えたくない」とすること。
3. 説明、アンケート/課題は研究対象者の年齢に応じたものを用いることとし、申請者が申請範囲内と判断する場合は用いる書面を都度委員会に諮る必要はない。ただし、研究対象者に大きな負荷が想定される場合、研究方法に変更が生じる場合は、変更申請すること。

2. 報告事項

(1) 2022年度 第1回迅速審査結果報告(2022.5.18-23)。

(2) 2022年度 第2回迅速審査結果報告(2022.6.09-14)。

事務局より、資料に基づき、2022年度 第1回、第2回迅速審査結果報告について報告があり、これを確認した。

(3) UMIN-CTR 臨床試験登録課題の進捗状況について（報告事項）

事務局より、資料に基づき、UMIN-CTR 臨床試験登録課題の進捗状況について報告があり、

これを確認した。

3. その他

- ・次回以降の委員会開催日程について
事務局より、以降の委員会開催日程について説明があった。

以上

※委員の符号は特定の委員を示すものではありません。